

居宅介護支援事業所単位で抽出する ケアプラン検証等について

令和3年10月より、より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することやサービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保等の給付適正化を目的としたケアプランの点検・検証の仕組みが導入され、居宅介護支援事業所に対し、令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市から指定されたものについて、市への届出が義務付けられました。

厚生労働省から示された届出の流れをもとに、下記のとおりまとめましたので、円滑な運用に御協力をお願いします。

記

1 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

令和3年10月から、より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの再検討を促すため、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みが導入されました。

(1) 法令上等の根拠

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)
第13条 十八の三

栗原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
第16条 (20)の2

(2) 居宅介護支援事業所の抽出要件

令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、居宅介護支援事業所ごとに見て、

①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

※市において、上記要件に該当する利用者を、国民健康保険団体連合会から送付される帳票により抽出します。

(3) 点検・検証対象のケアプランの指定について

上記抽出要件に該当する居宅介護支援事業所のケアプランのうち、市において介護度別に1件ずつ以上指定し、居宅介護支援事業所に下記書類の提出を依頼します。

①ケアプラン第1表(居宅サービス計画書(1):基本的な事項)

②ケアプラン第2表(居宅サービス計画書(2):長期目標・短期目標、サービス内容等)

③ケアプラン第3表(居宅サービス計画書(3)：週間サービス計画表)

④ケアプラン第4表(サービス担当者会議の要点)

⑤アセスメント表

※提出前に居宅介護支援事業所において当該ケアプランの利用の妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載の上、提出してください。理由等については、第2表(居宅サービス計画書(2))の「サービス内容」に記載しても差し支えありません。

(4) ケアプランの検証・点検の方法

市では届出のあったケアプランについて内容を確認し、必要に応じて、電話確認やヒアリング、地域ケア会議、市職員等を派遣する形で行う会議(サービス担当者会議の前後で行う会議を含む)等で検証を行います。

(5) 検証・点検結果の反映

届出のあったケアプランについて見直しが必要と判断された場合、居宅介護支援事業所では検証対象のケアプランについて再検討を行うとともに、事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討を行ってください。

再検討を行った結果については、ケアプランの変更の有無に関わらず市へ報告をお願いします。

再検討やそれに基づく見直しが行われない場合、それらのケアプランは引き続き検証の対象となります。

(6) 留意事項

この検証の仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではなく、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的としたものです。

2 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検

令和3年10月から、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保として、介護保険サービス事業所が併設等する(隣接、近接や同一法人や系列法人など関連があると考えられるものを含む。)高齢者向け住まい等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みが導入されました。

(1) 法令上等の根拠

令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知

「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について」

(2) 居宅介護支援事業所の抽出要件

令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、居宅介護支援事業所ごとに見て、

①区分支給限度基準額の利用割合が一定割合以上
かつ

②利用サービス種類とその利用割合が一定割合以上

※利用割合等の要件は市で設定し、要件に該当する利用者を国民健康保険団体連合会から送付される帳票により抽出します。

(3) 点検・検証対象のケアプランの指定について

上記の抽出要件に該当する居宅介護支援事業所のケアプランのうち、市において点検・検証の必要があると判断したものについて、居宅介護支援事業所に下記書類の提出を依頼します。

①ケアプラン第1表(居宅サービス計画書(1)：基本的な事項)

②ケアプラン第2表(居宅サービス計画書(2)：長期目標・短期目標、サービス内容等)

③ケアプラン第3表(居宅サービス計画書(3)：週間サービス計画表)

④ケアプラン第4表(サービス担当者会議の要点)

⑤アセスメント表

(4) ケアプランの検証・点検の方法

市では届出のあったケアプランについて、ケアプラン点検を行います。

(5) 検証・点検結果の反映

届出のあったケアプランについて見直しが必要と判断された場合、居宅介護支援事業所では検証対象のケアプランについて再検討を行うとともに、事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討を行ってください。

再検討を行った結果については、ケアプランの変更の有無に関わらず市へ報告をお願いします。

再検討やそれに基づく見直しが行われない場合、それらのケアプランは引き続き検証の対象となります。

(6) 留意事項

高齢者向け住まいには、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等が該当しますが、未届の住宅型有料老人ホームも該当となり、点検の対象となります。

問い合わせ先

栗原市市民生活部介護福祉課

介護保険係 TEL0228 (22) 1350

E-mail kaigo@kuriharacity.jp